

第3次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画<概要>

第1章 計画の基本事項

- 1 計画改定の趣旨**
刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、DV・ストーカー、児童虐待等の県民の生命、身体を脅かす事案、特殊詐欺、悪質商法等の身近な犯罪が発生していることから、社会情勢に対応した施策を推進するため第2次計画を改定するもの。
- 2 根拠**
「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例第9条」（平成19年4月1日施行）
- 3 県民等の意見の反映**
 - (1) 山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議
 - (2) パブリックコメント等により県民等の意見を反映
- 4 計画の期間**
平成29年度から33年度までの5年間
- 5 県の責務(条例4条)**
県全域における安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策の推進
- 6 推進体制及び進行管理**
 - (1) 推進体制
「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」
 - (2) 進行管理
施策の進捗状況を取りまとめ、「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」で毎年度検証、評価

第2章 県内の犯罪の動向と防犯対策の現状

- 1 県内の犯罪の動向**
 - (1) 刑法犯認知件数は減少したが万引き等の街頭犯罪は多発
 - (2) 少年の触法(14歳未満)事案が増加し犯罪の低年齢化
 - (3) 下校時間帯の声掛け事案が多発傾向
 - (4) 特殊詐欺は高齢者の被害が深刻化
 - (5) DV・ストーカー、児童虐待、高齢者虐待は高水準で推移
- 2 防犯対策の現状**
 - (1) 防犯ボランティア団体数は減少、活動員の高齢化、固定化、後継者不足
 - (2) 防犯指導者等を育成(第2次計画期間に714人が受講)
 - (3) 青色防犯パトロールは車両、団体数とも増加、全市町村で活動を展開
 - (4) 事業者等による社会貢献として防犯活動を展開
 - (5) 全市町村が条例制定、地域の実情に即した活動展開
 - (6) 6つの防犯の指針を策定、普及・啓発を実施

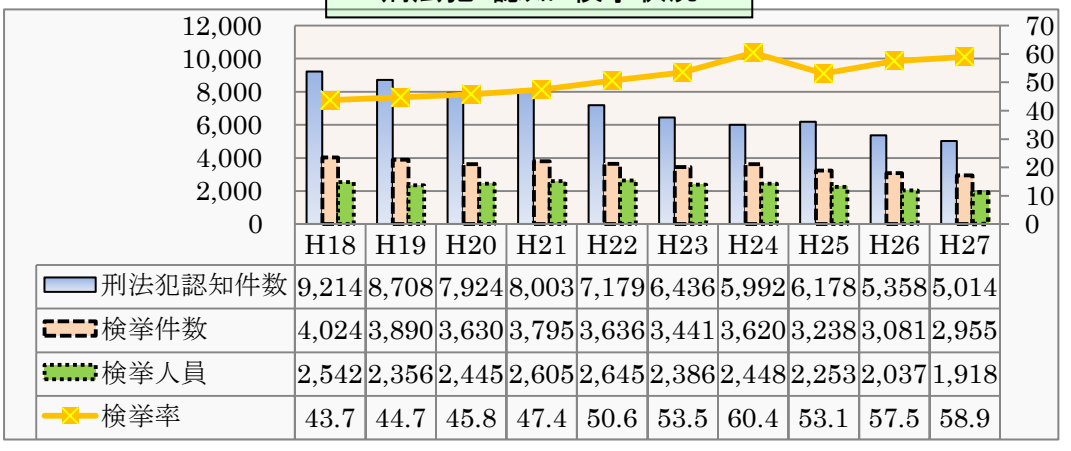
第3章 推進計画の目標と基本方向

- 1 計画の目標**
安全・安心を実感できる地域社会の実現
- 2 数値目標の設定**
 - 全体目標・犯罪の抑止による刑法犯認知件数減少
 - 数値目標・施策毎に11の数値目標を設定
- 3 基本方向**
 - (1) 自分の安全は自分が守るという防犯意識の高揚
 - (2) 地域の安全は地域が守るという地域コミュニティの形成
 - (3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備
 - (4) 防犯上配慮を要する子ども、女性及び高齢者等の安全確保

第4章 施策の推進

- 基本方向1**
 - 1 自主防犯意識の啓発
○地区公民館等における防犯出前講座の開催 等
 - 2 規範意識の向上
○学校における非行防止教室の開催 等
 - 3 地域安全情報の提供
- 基本方向2**
 - 1 地域における連帯意識の向上
○地域防犯活動を支える人材育成と研修会の開催 等
 - 2 地域における防犯活動の促進
○防犯ボランティア団体等への支援【新規】 等
- 基本方向3**
 - 1 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理
○防犯設備等の整備・改善の促進【一部新規】
・郊外での女性、子どもの安全に配慮した暗がり対策の促進
・地域の実情に応じた再生可能エネルギーの利用促進
 - 2 犯罪の防止に配慮した住宅の普及
 - 3 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上
- 基本方向4**
 - 1 学校・通学路等における子どもの安全確保
○児童福祉施設等の安全の確保【新規】 等
 - 2 子ども、女性の安全確保に係る施策の充実
○DV被害者の早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の充実【新規】
○性暴力被害の潜在化及び被害拡大の防止【新規】
○関係機関が連携した情報モラル教育の推進及びフィルタリングの利用促進【一部新規】 等
 - 3 高齢者、障がい者等の安全確保の推進
○詐欺や悪質商法の被害を防止するための防犯講話と広報啓発
○社会福祉施設等の安全の確保【新規】 等

刑法犯 認知・検挙状況



刑法犯少年・触法少年 検挙人員

